



ロースクール留学記

株式会社沖データ 知的財産室
鈴木 信也

1. はじめに

私は日本企業の知的財産部に所属していますが、2013年8月から2014年5月まで、米国ジョージワシントン大学ロースクールに留学し、米国の法制度や知財実務を学ぶ機会を得ることができました。常日頃から、世界を舞台に活躍できる企業人になりたいという想いと、米国で知財訴訟の研究を行い、学んだ成果を日本企業に還元したいという想いがありました。幸いにも会社からの支援及びアメリカ留学をサポートするフルブライト奨学金からの支援を得ることができました。本稿では、米国での生活や日米の教育の違いなど、ロースクール留学を通じて感じたことを記させていただきたいと思います。

2. 留学先について

留学先のジョージワシントン大学ロースクールは、アメリカの首都ワシントンD.C.にあります。このロースクールは特に知的財産分野で評価が高い学校で、数多くの魅力的な知財の授業があります。学生も、知財専門の弁護士や裁判官、審査官が世界中から集まります。大学の周辺には、日本の知的財産高等裁判所がモデルとしている連邦巡回区高等裁判所(CAFC)や最高裁判所もあり、気軽に傍聴に行くことができます。こうした点から、同大学は知財を学ぶ環境として非常に恵まれた場所であると思います。

アメリカは一般的に車社会であると言われます。その理由は日本に比べ国土が広いことから、車なしでの目的地への外出は困難であるからです。一方、D.C.周辺は東京のように建物が密集しており、車を使わずとも、徒歩や電車(メトロ)、各地に設置されている自転車レンタルを利用して多くの観光地を見て回る

ことができます。D.C.周辺にある建物の多くは、歴史的建造物や米国政府の中核をなす機関が多く、町を歩いていても、聞いたことのある政府機関の建物が立ち並んでおり驚かせられます。ちなみにロースクールの隣には世界銀行とIMF（国際通貨基金）の本部があります。

3. ロースクールについて

(1) ロースクールの仕組み

私は2013年8月から2014年5月までの約10ヶ月間、ロースクールで学びました。一般的なロースクールには大きく分けてJ.D.（法務博士）とLL.M.（法学修士）の学位があります。J.D.は主にアメリカ人向けの3年間のコースです。アメリカでは大学学部において法学部のような課程が存在しないため、ロースクールで初めて学問としての法律を学ぶ学生が多いといわれています。一方、学部レベルでは皆が法律以外の学問を学んでいるため、J.D.には多様なバックグラウンドを持つ学生が集まっています。J.D.で知財分野を専攻する学生の多くは技術的なバックグラウンドを持っています。

LL.M.は、外国でJ.D.に相当する法律教育を受けてきた外国人（留学生）や、アメリカでJ.D.課程を卒業したが、より専門的な分野を学ぶために入学するというケースが多いです。私が取得したのもLL.M.の学位です。LL.M.は通常10か月のコースであり、8月から12月までの秋セメスター、1月から5月までの春セメスターの2セメスターからなります。秋・春セメスターで一定数の単位を取得することで卒業することができます。ジョージワシントン大学ロースクールでは、J.D.の学生が一学年約500名、LL.M.の学生は約150名でした。LL.M.の学生の国籍は40か国以上で、中国とインド、南米の国々の学生が多数を占めていました。日本人は6名でした。

ロースクール卒業後、多くの学生は司法試験を受験します。アメリカでは州ごとに法律が異なり、弁護士資格も州ごとに認められます。J.D.課程を卒業すると、どの州の司法試験でも受験することができます。一方、LL.M.を卒業した留学生がアメリカの司法試験を受験するにはかなりの制約が伴います。まず、LL.M.の留学生が現実的に受験資格を得られる可能性があるのはニューヨーク州です。国外で弁護士資格を保有している場合は、カリフォルニア州の司法試験も可能性があります。ジョージワシントン大学ロースクールでも、入学後のオリエンテーション

で、ニューヨーク州司法試験の受験資格を得るために履修しなければならない授業の指導があります。ロースクールはとても魅力的な知財分野の授業があるのですが、司法試験の受験希望者は、受験に必要な科目の履修も必要となるため、自分が学びたい科目の履修が制限されてしまいます。今後の留学を目指す方は、弁護士資格取得を目指すのか、専門科目を中心に学ぶのかを事前に決めておくことが必要であると思います。

(2) ロースクールの教育

アメリカは判例法の国であり、裁判所で示された判例が法として重要性を持つことから、授業で取り扱う内容の多くは判例となります。大半の授業ではケースブックといわれる教科書を用いて授業を行います。ケースブックには、法律ごとに取り扱うトピックと関連判例が記載されています。例えば、契約法のテキストで「契約義務の創設 (Creating Contractual Obligations)」という項目を取り扱う場合、解説と関連する判例が纏まっています。各授業で扱うテーマは事前に決まっており、事前予習のために学生は毎日膨大な量の教科書の読み込みが求められます。授業で作成するノートは、アウトライン (Outline) と呼ばれています。本来であれば、アウトラインは授業内で作成することが望ましいのですが、英語を母国語としない留学生が、全て英語の授業を理解しながら、アウトラインを作成することは困難です。そのため、私を含め、留学生の多くは過去に他の学生が作成したアウトラインを拝借して、それをベースに新たな情報を加え、予習がどうしても間に合わない場合はアウトラインを中心に目を通して、授業の内容を把握するといった形で用いていました。ジョージワシントン大学でも、学生会が運営するウェブサイトに、優秀な学生が過去に作成したアウトライン一覧を無償で共有していますし、ある授業ではどの学生が一番良いアウトラインを作成したかを争うコンテストも行っていたので、学校としても特にこうした動きを否定することはしていないようです。重要なのは、授業で学んだ内容をしっかりと身に付けることができるかであって、その方法論は特に問わないというスタンスであると個人的に受け止めています。

ロースクールの教育として有名なのは、教授が学生を指名して、授業で扱う判例を解説させ、教授と学生が問答形式で判例を掘り下げていくソクラテスマソッドです。一般的に、ソクラテスマソッドでは教授がランダムに学生を指名するこ

とから、授業前は十分な予習が必要です。ロースクールの成績は期末試験の成績に加え、授業内の発言も加味されるため、授業への積極的な参加や、教授からの指名に対してしっかりと対応できることが良い成績を取るために不可欠です。そのため、ロースクールの授業はとても緊張感があります。後述しますが、授業だけでなく期末試験も非常に大変です。

日本に比べ、アメリカでは大学の成績(GPA)が重要視されていると思います。進学や就職活動においても、GPAの提出が求められますし、GPAが高い学生ほど良い大学や良い就職先を得られることが多いです。思うところ、日本の大学に比べ、アメリカの大学の方が良い成績を取ることが難しく、GPAが高い=優秀な学生であるという相関性が日本よりも強いのではないかと思います。GPAが全てではありませんが、大学で一生懸命勉強するほどその見返りが得やすいという意味では、アメリカの教育環境は学生が勉学に励むモチベーションを与える機関としてうまく機能していると思いますし、その点、日本の教育機関も学ぶべきところがあるのではないかと思います。

(3) ロースクールで学んだ授業

① LL.M. 課程用の科目

私がロースクールで実際に履修した科目について、簡単に説明します。ロースクールで履修した授業の中には、私たち留学生のためのクラスがあります。一つは Fundamental Issues in US Law という科目です。LL.M. は 10 か月しかないため、留学生が、米国司法試験に必要な科目（憲法、契約法、物権法、不法行為等）全てを学ぶことは困難であることから、本クラスでは、米国法制度の概要を学ぶと同時に米国法を包括的に理解することを目的としています。もう一つは、Legal Research & Writing というクラスです。米国では判例が法的拘束力を持つため、弁護士がある事案に対して法的な見解を示すリガルメモを作成する場合、いかに適切な判例を抽出するかが重要です。例えば、下級審又は上級審の判例なのか、主文、傍論の部分はどこなのかによってその判例が「拘束力あり」(Mandatory)なのか、「拘束力はないが、説得力はある」(Persuasive) 等を判断する必要があります。この授業では、判例・法令データベースである West Law や Lexis Nexis を用いたリガルリサーチの実施・リガルメモの作成を行います。入学当初はリガルメモの課題に忙殺されましたが、この授業で学んだことは後にとても役

に立っていると実感しています。

② 一般法科目

一般法科目は、契約法(Contract)と物権法(Real Property)を履修しました。両方とも典型的なソクラテスメソッドを用いる授業であったため、毎回の授業の準備は非常に大変でした。また、これらの科目は J.D. の学生が一年次に必修で履修する授業であるため、学生の比率は 8 割が J.D. の学生、2 割が LL.M. の学生でした。授業の成績は J.D.、LL.M. 関係なく平等に評価されるため、こうした科目で留学生である LL.M の学生が良い成績を取るのは難しいと感じました。一方、授業の内容はとても楽しく、有益でした。教授は学生のどんな質問であっても丁寧に答えてくれますし、授業のサポートとして、授業の各項目が終わるごとに、教授自らが作成した解説ビデオで、授業の見直しをすることができます。

ちなみに、セメスター終了後、学生は履修した科目について、Web 上で教授に対する評価することができます。項目は、「教授は熱心に授業を行っていたか」、「学生に議論を促す取り組んでいたか」、「学生の質問に対して真摯に回答していたか」等です。こうした授業評価は全て大学内の Web に公開され、次のセメスターで学生が科目を履修するときの判断材料になります。アメリカの大学はシビアで、学生からの評価が悪い教授はすぐにクビになるそうです。逆に言うと、長年講義を担当している教授はそれだけ授業の質が良く、学生からの評価が高いという判断ができます。

③ 専門科目（知財科目）

履修した専門科目として挙げられるのは、特許法(Patent Law)の授業です。この授業は日本でも有名な、連邦巡回区高等裁判所のレーダー判事による授業です。知財を専攻する多くの学生が授業に参加しています。レーダー判事はとても謙虚で気さくな方で、学生にも気軽に話しかけてくれます。授業は、取り扱うテーマに関わる判例について、レーダー判事が問題点を提起し、それに対して学生と議論を行います。学生も各国の弁護士や裁判官、審査官などが多く、多様な観点から議論ができるので非常に有意義な授業でした。また、実務よりの授業としては、Patent Enforcement や IP Licensing（聴講）の授業は、著名なローフームの弁護士の指導の下、訴訟におけるクレームの検討や事例に基づくライセンス契約書のドラフト作成などの経験を積むことができます。

④ 課外活動

授業の他にも、ロースクールでは様々な課外活動に参加することができます。まずは裁判所見学です。特許法のクラスでは、レーダー判事が連邦巡回区高等裁判所の裁判傍聴をアレンジしてくれました。早朝に裁判所に到着すると、レーダー判事のオフィスを見学することができ、裁判前にはロークラーク (Law Clerk : 判事補佐) が当日扱う案件の概要を説明してくれます。また、他のクラスの教授からは最高裁判所の傍聴をお誘いいただき、裁判終了後、最高裁判所判事の方とお話しする機会もありました。その他にも、ロースクール企画のイベントに参加し、学生同士の交流を深めることも可能です。大学の授業や準備は大変ですが、うまくやりくりして、こうした外部活動にも積極的に参加し、ネットワークを広げることで、より充実した学生生活を過ごせるのではないかと思います。

(4) 期末試験

各セメスターの授業が終了すると、期末試験があります。ジョージワシントン大学ロースクールの試験は、主に Open Book Exam と呼ばれる、紙媒体であればどんな資料も持込み可能な試験形式です。授業の教科書や、アウトライン、参考書などたくさんの資料を持って試験に臨みます。試験は自分の PC を用いて受けすることができます。その場合、大学が用意しているソフトウェアをインストールし、ソフトウェアを起動すると、PC 内のその他のソフトは全て遮蔽され、テキスト入力しかできない状態になります。試験問題の多くは複雑な事例に対するエッセイ形式の問題です。試験時間は科目によって異なりますが、概ね 2 時間又は 3 時間です。

教科書持込み可能であれば試験は難しくないのではと思うかもしれません、実際は非常に大変です。試験の問題は、基本的に実際にあった判例の事実や前提を変更した事例が出題されることが多いです。すなわち、授業で学んだ判例は十分に理解していることが前提であり、それをもとに、応用問題に対していかに対応することができるかできるかどうかが試されます。

試験の解答の仕方ですが、事例に対しては IRAC という手法を用いて回答するよう指導されます。IRAC は I(Issue : 論点提起)、R(Rule : ルール設定)、A(Application : 当てはめ)、C (Conclusion : 結論) からなる文書構成の基本とい

われています。例えば、特許法の特許侵害訴訟に関する事件で、被告の侵害が認定されたが、特許権者である原告は特許権にかかる製品の製造・ライセンス活動を行っていない場合において、原告はいかなる請求ができるかを問う問題が出題されたとします。この場合、Issue は、上述の場合において原告に差止請求が認められるかどうか、を考えます。Rule は特許侵害に対する救済に関する条文（米国特許法 281 条、283 条）や、最高裁判決である eBay 事件における差止請求が認められるための 4 要件を挙げます。Application では、問題文に記載されている事実を上記 Rule に当てはめ、Conclusion で結論を記載する、といった形式で試験問題に解答します。これは特許法に限らず、どの法科目においても同様に用いることが可能なアプローチです。

試験前になるとロースクールは学生であふれかえり、図書館も通常より長く開館します。指導教授からは、「試験前は一日 10~12 時間は勉強しなければならない」といった脅しのようなメールもきます。私のような留学生は、毎回の授業で扱う内容を完全に理解することは難しいので、試験勉強を通じて、授業で学んだ内容を定着させるようにしました。期末試験はとてもハードな日々でしたが、その分得られたものも多いと感じています。

(5) まとめ

以上、ロースクールでの生活を紹介させていただきました。海外での長期滞在が初めての私にとって、全てが英語環境の生活に慣れることは非常に大変でした。教授が話す英語を完全に聞き取ることはできませんでしたし、意見を求められたときも、自分の考えを英語でうまく伝えられず、悔しい思いもたくさんしました。それでも、異国の地で、日々新しいことを発見し、経験を通じて成長している喜びも感じていました。アメリカはとても開放的な社会であると思います。チャレンジしたい取り組みがあれば、多くの人がサポートしてくれます。私も個人的に研究したいテーマがあったので、教授に相談したところ、その分野に精通した弁護士を紹介していただき、数多くのインタビュー調査を実施することができました。積極的に動けばたくさんのチャンスを得ることができます。大切なのは「勇気を持って挑戦すること・実際に行動すること」、今後の自分への戒めも込めて、記させていただきます。

また、本稿ではあまり触れることができませんでしたが、ロースクールを通じ

て、多様なバックグラウンドを有する多くの国の友人と出会えることができました。文化が異なったとしても、共通の言語を持つことで互いの理解を深めることができました。彼らは日本についてとても興味を持ってくれますし、私もアメリカで友人となった人たちの文化を深く知りたいと思えるようになりました。一言で、留学を通じて何を得たかと問われれば、物事に対する視野が広がったことだと思います。

4. さいごに

ロースクール卒業後は、ニューヨーク州司法試験を受験し、現在はワシントンD.C.にあるローファームでインターンとして研修をさせてもらっています。インターン先の業務も判例調査や訴訟に用いる文書の作成を行っており、ロースクールで学んだことをフル活用し、日々業務に勤しんでいます。これから多くの経験と出会いに恵まれるよう日々を大切に過ごしていきたいと思います。本稿が、アメリカでの生活に興味のある方、将来留学を志す人たちの一助になれば幸いです。